

答弁書第二七号

内閣参質一〇四第二七号

昭和六十一年四月四日

内閣総理大臣 中曾根 康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員小笠原貞子君提出軽種馬生産農家への農業改良資金の貸付け等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小笠原貞子君提出軽種馬生産農家への農業改良資金の貸付け等に関する

質問に対する答弁書

一について

政府としては、従来から、軽種馬生産農家に対する農林漁業金融公庫資金の融通措置、馬の伝染性貧血症の予防措置等を講ずるほか、日本中央競馬会等の助成により、優良種雄馬の供給を図るとともに、昭和六十年においては、近代的な軽種馬市場の整備、軽種馬生産農家に対する経営改善特別資金制度の創設を図ったところである。

今後とも、軽種馬の生産振興を図るため、日本中央競馬会等に対する指導等に努めていく考えである。

二について

農業改良資金（生産方式改善資金）の対象とするためには、貸付けを受けて導入、普及される技術等が先駆性、モデル性及びリスク性の三要件を有することを要するが、軽種馬生産については、品種改良、飼養管理等の面において、現在までのところこれらの要件を満たす具体的な技術等を見出し得ていないので貸付対象とはしていないが、今後の軽種馬生産の技術等の推移を踏まえ、引き続き検討してまいりたい。